

本当は怖い遺留分

2014年11月18日(火)



湊 信明 (50期)

●Nobuaki Minato
東京弁護士会会員

〈略歴〉

昭和38年5月

東京都三鷹市にて出生

昭和62年3月

中央大学法学部法律学科卒業

平成10年4月

東京弁護士会弁護士登録

平成25年4月

東京弁護士会弁護士業務妨害対策

特別委員会委員長

日本弁護士連合会若手法曹センター

夢実践PT座長

平成26年10月

東京弁護士会若手会員総合支援センター

副委員長

平成27年4月

関東弁護士会連合会常務理事

東京弁護士会副会長

Ⅵ 寄与分と遺留分減殺請求権

1 遺留分を侵害する寄与分額認定の可否

共同相続人の中に寄与分が認められる者がいることがあります。そのようなときに、遺産分割に際して、他の共同相続人の遺留分を侵害するような寄与分の額を定めることはできるでしょうか。

第904条の2では、その4項において、寄与分は被相続人が相続開始時において有していた財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることはできないとは規定していますが、寄与分額算定の際に遺留分を侵害してはならないとは規定していません。ですから、寄与分額を定める際には、遺贈にまで食い込むことは許されませんが、遺贈を控除した残額の範囲内であれば、遺留分額に食い込む寄与分額を定めることは可能だと解釈されています。東京高決平成3年12月24日もそのように判断しています。

もっとも、際限もなくそのような寄与分の定め方をしてしまうと、遺留分権利者の権利を結果的に侵害することになってしまい不合理な場合もあり得ます。そこで、前掲東京高決は、同条第2項は、「家庭裁判所は、…(中略)、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める」と規定しているので、寄与分額算定に際しては、他の相続人の遺留分についても考慮することは当然であり、他の相続人の遺留分を考慮しなくてよいということにはならな

CONTENTS

Ⅵ 寄与分と遺留分減殺請求権

- ① 遺留分を侵害する寄与分額認定の可否
- ② 寄与分のある共同相続人への遺留分減殺請求
- ③ 遺留分減殺請求に対する寄与分の主張

Ⅶ 価額弁償

Ⅷ 遺留分減殺請求権行使後の法律関係

Ⅸ 遺留分減殺請求権の時効

X 遺留分の諸問題

- ① 減殺の客体や主体が複数存在する場合
- ② 事業承継と遺留分対策

〈前号掲載〉

Ⅰ 遺留分額の算定方法

Ⅱ 遺留分侵害額の算定方法

- ① 遺留分侵害額の考え方
- ② 遺留分侵害額算定の具体例

Ⅲ 遺留分減殺請求

Ⅳ 特別受益と遺留分

Ⅴ 遺留分減殺請求権の法的性質

いという判断をし、寄与分が認められる相続人と他の共同相続人との公平を図っています。

2 寄与分のある共同相続人への遺留分減殺請求

それでは、共同相続人の中に寄与分が認められる者がいて、その寄与分によって他の共同相続人の遺留分が侵害されている場合、遺留分権利者は寄与分が認められる者に対して、遺留分減殺請求を行うことができるのでしょうか。

遺留分減殺請求の対象になるのは遺贈と贈与に限られています（1031条）。ですから、寄与分を減殺請求の対象にすることはできず、遺留分減殺請求をすることはできないものと解されています。

次に、相続人の寄与に報いるために、「相続人Aの寄与分として全財産の2分の1を与える」など、遺言によって寄与分を定めることはできるかという問題を考えてみましょう。

まず、寄与分は遺言事項ではありません。また、904条の2第2項では、寄与分は共同相続人の協議または家裁の調停・審判により定めるとされていて、遺言によって定めるとは規定されていません。仮に遺言によって自由に寄与分を定められるとすると、上述のように、寄与分に対しては減殺請求できないことから、被相続人が遺言をすることにより、全く自由にその財産を寄与分として処分できることになり、遺留分制度の趣旨が没却されることになってしまい不当です。

したがって、遺言によって寄与分を定めることはできないものと解されています。

それでは、例えば、父親が、長女に対して、「あなたは私の最期をみとるまで本当によくやってくれた。」と言って、長女の寄与に報いる目的で多くの贈与や遺贈をした場合に、他の共同相続人はその贈与や遺贈に対して、遺留分減殺請求をすることができるのでしょうか。この贈与や遺贈の実質が、被相続人が相続人の寄与に報いてあげたいという気持ちだった場合でも、形式が贈与や遺贈であることをもって遺留分減殺請求ができてしまうのかとい

うのがここでの問題です。

贈与や遺贈は遺留分減殺請求の対象ですから、遺留分減殺請求ができて然るべきです。また、もし減殺請求ができないということになると、寄与の目的だとしてしまえば、贈与や遺贈によって他の相続人の遺留分をいくらかでも小さくすることができ、被相続人の全く自由な財産処分を許すことになってしまい、遺留分減殺制度の趣旨を没却することになってしまって不当です。

したがって、寄与に報いる目的で贈与や遺贈をした場合であっても、それに対する遺留分減殺請求は制限されないと解されています。

3 遺留分減殺請求に対する寄与分の主張

では、共同相続人の1人が贈与や遺贈を受けていたときに、その者が他の相続人から遺留分減殺請求を受けた場合、減殺額を減らすために、抗弁として自分の寄与分を主張することができるのでしょうか。

条文を見てみますと、1044条は904条の2を遺留分に準用していませんから、寄与分は遺留分算定の基礎となる財産額に算入されないこととなります。また、寄与分の主張が許されるのは、遺産分割の場合と、死後認知を受けた相続人の価額支払の請求の場面に限定されています。しかも、寄与分というのは、共同相続人間の協議か、協議が調わないときまたは協議をすることができないときに家裁の審判によって初めて定められるものであるはずで

したがって、上記のような状況で遺留分減殺請求を受けた場合に、減殺額を減らすために抗弁として自らの寄与分を主張することは許されないと解すべきこととなります。東京高決平成3年7月30日も同旨です。

結局、被相続人が寄与分を考慮して多くの贈与や遺贈をしても、特別な意味を持たず、寄与者でない者が贈与や遺贈を受けたときと何ら異ならないことになってしまうわけです。寄与分は減殺請求の手続内では極めて無力な存在になっているということですね。

Ⅶ

価額弁償

特定物の贈与ないし遺贈がなされていた場合、減殺請求の相手方は、現物を返還することに代えて、価額で弁償することも許されています(1041条)。それでは、遺留分減殺請求を受けた受遺者・受贈者が現物返還義務を免れるためには、価額弁償の意思表示だけをすれば足りるのでしょうか。この点について最判昭和54年7月10日は、受贈者・受遺者は、単に価額弁償すべき意思表示をただけでは足りず、価額弁償を現実に履行するか、履行の提供をして初めて現物返還義務を免れるとしています。

ただ、ここに1つ問題があります。すなわち、今申しあげましたように、価額弁償は現実に履行するかその提供をしなければならないわけですが、価額弁償の申し出後の判決で定められた額に、価額弁償として申し出た額が不足していた場合には、履行の提供とは認められないわけですから、価額弁償の効果が発生せず、現物返還を強いられてしまうおそれがあるのです。しかし、実際問題として、遺留分額算定の基礎財産について情報を得ていないと、弁償者の方は一体、いくら弁償すべきなのか、その額を算定することができないということがあり得ます。弁償者が自分としてはこの金額だったら価額弁償額として十分だろうと考えて提供したけれど、判決でそれでは足りないと認定されてしまった場合には、現物返還しなければならないというのでは酷な結果となることもあるでしょう。

では、どのようにすれば、そういった事態を回避することができるのでしょうか。

この場合、弁償者の提供額が過小だったら、提供額を超える価額弁償額が判決によって確定すれば、速やかに支払う意思がある旨を表明しておけばよいのです。こうしておけば、裁判所は、事実審口頭弁論終結時を算定の基準として弁償すべき額を定めた上、受遺者が弁償すべき額の全額を支払わなかったことを条件として、遺留分権利者の目的物返還請求

を認容する旨の判決をすることができますので、不都合を回避できることになるわけです。

ご参考まで、主文の具体例を申し上げますと、「被告(弁償者)は、原告(遺留分権利者)に対し、被告が原告に対して民法1041条所定の遺贈の目的の価額の弁償として〇〇円の支払いをしないときは、別紙物件目録記載の土地の持分〇〇分の〇〇について、〇年〇月〇日遺留分減殺を原因とする所有権移転登記をせよ。」ということになります。

Ⅷ

遺留分減殺請求権行使後の法律関係

共同相続人の一部に贈与や遺贈がなされ、他の相続人が遺留分減殺請求権を行使した場合、減殺請求権者と受贈者・受遺者との共有関係を生ずることがあります。このような場合、その共有関係を解消するには、取り戻された財産(持分)は物権法上の共有の問題として、地方裁判所または簡易裁判所での共有物分割請求などの民事訴訟手続によることになるのでしょうか、それとも、遺産に復帰すると考えて、家庭裁判所での遺産分割手続の審判の対象となるのでしょうか。共有持分権を相続人固有の財産と見るのか、未だ遺産分割手続が終了していない相続財産(遺産共有状態)と見るのかという問題です。

通説・判例は、生前贈与、特定遺贈や特定の財産を「相続させる」旨の遺言に対して遺留分減殺請求権を行使して取り戻された財産は、相続財産には復帰せず、遺留分減殺請求権者の固有財産となるので、共同相続の場合であっても、遺産分割の対象とならないと解しています(訴訟説・固有財産説)。遺留分減殺請求権を行使した者は、訴訟手続において、自己に帰属した持分の確認や、この持分に基づく自己への所有権移転登記手続を求めることができると解しているのです。そして、取り戻したのが個別財産上の持分である場合には、その分割手続は、物権法上の共有物分割手続によることになります。

例えば、世話になった第三者甲にこの土地

建物を遺贈しますというような特定遺贈、あるいは事業用の特定不動産を後継者である長男乙に「相続させる」旨の遺言がなされていた場合、その物権を取得した第三者甲あるいは長男乙に対して遺留分減殺請求権を行使した場合、遺留分減殺請求権者はその物権そのものを取得することになります。この場合には遺産から離脱していますから、その財産そのものについて共有状態が発生していることになり、物権法上の単なる共有の問題として、地方裁判所または簡易裁判所の共有物分割請求で解決すればよいということになるわけです。

では、全部包括遺贈の場合、あるいは全部「相続させる」旨の遺言の場合はどうでしょうか。この場合には、遺贈の対象となる財産を個々の掲記する代わりにこれを包括的に表示するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではありません。ですから、この場合も、特定遺贈が全部まとまったものというように考えて、民事訴訟による共有物分割手続で解決すればよいということになります。

これに対して、第三者に遺産の2分の1を遺贈するといった割合的包括遺贈、あるいは長男に相続財産のうち3分の1を相続させるといった割合的「相続させる」旨の遺言、それから、相続分の指定がなされていた場合はどうでしょうか。これらの場合には、減殺財産は、全ての相続財産に対する割合であり、減殺の結果生ずる減殺部分および取り戻し部分もいずれも相続財産全部に対する割合となります。したがって、減殺部分はいずれも個々の相続財産に対する共有持分ではなく、相続財産全部に対して遺産共有状態になっていることとなります。したがって、その分割を共有物分割訴訟に委ねることはできず、この場合には、遺産分割手続（家庭裁判所の審判・調停）が必要ということになります。

IX 遺留分減殺請求権の時効

民法1042条前段は、遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が相続の開始および減殺すべき

贈与または遺贈のあったことを知った時から1年で時効により消滅すると規定しています。

それでは、この「減殺すべき贈与または遺贈のあったことを知った時」というのは、何をどの程度知った時をいうのでしょうか。もう少し具体的に申しますと、例えば、遺贈や贈与の効力について争いがあって、長期間にわたって民事訴訟を経由した結果、それが有効であるとされた場合に、その時点ではじめて「減殺すべき贈与または遺贈のあったことを知った時」とされて、その時点から時効期間が進行するというものでよいのか、もしそれでよいとすると遺留分減殺請求権を特別の短期消滅時効にかからせて法的安定性を確保しようとした趣旨にもとめるのではないかということが問題となるのです。

この点、贈与や遺贈の事実だけを知っていれば、それだけで「減殺すべき贈与または遺贈のあったことを知った時」に該当し、そこから時効が進行するという考え方があります。

しかし、すでに見てきましたように遺留分侵害額の計算は非常に複雑ですし、関係当事者も多数現れる場合もあるので、単に贈与とか遺贈の事実を知っただけで、1年で権利主張の機会を失わせるというはあまりにも遺留分権利者の権利を侵害することになり妥当ではありません。

そこで、判例は、遺留分権利者が単に被相続人の財産の贈与または遺贈があったことを知っているだけではならず、それが減殺し得るものであることを知っていることが必要だとしています（最判昭和57年11月12日）。

では、その「減殺し得るものであることを知った」というのはどうやって判断するのでしょうか。

この点について、減殺し得るべきものであることにつき的確に認識していることが必要だという説があります。しかし、もしそう考えるとすると、遺留分権利者が、贈与や遺贈について訴訟上無効の主張をすれば、それが根拠のない言いがかりにすぎない場合であっても時効が進行しないことになってしまい、遺留分減殺請求権について特別の短期消滅時

効を規定した趣旨を没却することになり妥当ではありません。

そこで、判例は、被相続人の財産のほとんど全部が贈与されていて、遺留分権利者がその事実を認識している場合には、この贈与が減殺することができるものであることを知っていたと推認するのが相当とし、但し、無効の主張について、一応、事実上および法律上の根拠があって、遺留分権利者がその無効を信じているため遺留分減殺請求権を行使しなかったことがもっともと首肯し得る特段の事情が認められる場合には、減殺できるものであると知っていたとは言えないとしています。

すなわちこの判例は、遺留分減殺請求権の有無につき、遺産の評価や複雑な計算が要求されていることを考慮すると、遺産の一部についての贈与または遺贈があったとの事実を知ったというだけでは、減殺し得るものであることまで知っていたと推認することはできないけれども、もし遺留分権利者が遺産の全部ないし大部分の贈与または遺贈の事実を知り、その処分が有効だったという場合には、遺留分権利者の手に渡るべきものはもはや何も残されていないということを同時に認識するのが通常だから、そのような認識があったときは、特段の事情がない限り、それが減殺し得るものであることを知ったと推認するのが妥当だと、そのように考えたわけです。

X 遺留分の諸問題

1 減殺の客体や主体が複数存在する場合

(1) 第三者への複数の遺贈に対する減殺請求

1034条は、複数の遺贈が行われた際の減殺請求の方法について規定しています。複数の遺贈がなされていたとしても、遺贈は遺言者の死亡と同時に効力が生ずるので、各受遺者間では優劣関係はありません。そして、これは前後して複数の遺言書が存在していたとしても同様です。そこで、1034条は、この場合

には、全部の遺贈が同順位でその価額の割合に応じて減殺されることとし、遺言者が順位を指定していた場合には、これに従うものと規定しました。

念のため、これを事例で確認しておきましょう。

事例

- ・被相続人Aが死亡、相続人は子Bのみ
- ・遺産は6000万円
- ・第三者甲に4000万円、
第三者乙に2000万円遺贈した

子Bが遺留分3000万円を減殺するにはどうするか。Aの遺言に、まず甲から減殺せよとあったときはどうするか。

この事例の場合には、遺留分額算定の基礎となる財産額は、6000万円であり、子Bの個別的遺留分の割合は2分の1です。したがって、子Bの遺留分額は3000万円です。1034条によれば、子Bの遺留分を回復するために、各遺贈の割合、4000万円：2000万円を按分するということになりますので、甲に対しては3000万円×4/6で2000万円、乙に対しては3000万円×2/6で1000万円の減殺請求をするということになります。そして、Aが「まず甲から減殺せよ」と遺言書に記載していた場合には、甲から3000万円を丸々減殺請求してしまえばいいということになります。ここまでは1034条の当たり前の話です。

(2) 共同相続人への複数の遺贈等に対する減殺請求

今度は、第三者ではなく共同相続人に複数の遺贈等がなされていた場合はどうなるでしょうか。この場合には、第三者に対して遺贈がなされていた場合とは別個の考え方をしなければいけません。ここが難しいところです。

すなわち、共同相続人はそれぞれ遺留分権利者でもあるわけです。そうなりますと、遺留分権利者である共同相続人に対して遺贈がなされていて、その遺贈により他の共同相続人の遺留分を侵害する場合、減殺請求の対象は、遺贈額全額に及ぶのでしょうか、それとも遺留分額を超える部分に限られるのでしょうか。1034条は「遺贈は、その目的の価額の

割合に応じて減殺する」と規定するのですが、この「目的の価額」とは何を意味するかというのがここでの問題です。

次の事例と **図表6** は、『新版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』（日本加除出版 以下「参考書籍」といいます。）482ページから引用させていただきました。こちらの事例で考えてみましょう。

事例（図表6）

- ・被相続人Aの遺産は8000万円
 - ・相続人は、子B、C、D、E
 - ・Aは、子Bに5000万円、Cに2000万円、Dに1000万円を遺贈した
- 子Eは誰に対していくらの減殺請求ができるか。

この場合、遺留分の基礎となる財産額は8000万円であり、個別的遺留分の割合はそれぞれ8分の1ですから、子B、C、D、Eの遺留分額は各1000万円、子Eの遺留分侵害額は1000万円です。

子Eがこの1000万円を取り戻すのに、遺言により誰から減殺せよという指定がなかったとすると、子B、C、Dからどのように取り戻すべきことになるのでしょうか。

この場合、先ほどの第三者に対して複数の遺贈がなされた場合と同様に考えると、子Dは全部で8000万円のうち1000万円の遺贈を受けていますから、子Eは、遺留分侵害額1000万円×1000万/8000万円で、125万円を子Dから取り戻すということになります。そうなりますと、子Dは、遺留分額1000万円のうち125万円を失ってしまいます。子Dはさらに子Bと子Cに対して遺留分減殺請求をしていかねばならないことになり、非常に迂遠な結果となってしまいます。

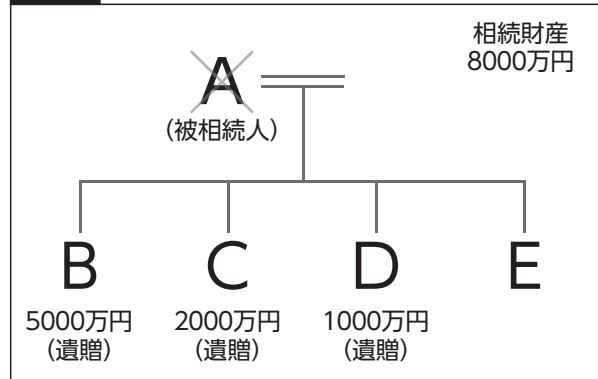
そこで、このように共同相続人の遺留分が侵害されることがないように、共同相続人に対する遺贈が遺留分減殺の対象となる場合には、遺贈の目的の価額のうち遺留分額を超える部分のみが、1034条の「目的の価額」にあたりとされています。最判平成10年2月26日も同旨です。なぜなら、共同相続人である受遺

者も遺留分を有するところ、遺贈の全額が減殺の対象となるとすると、減殺を受けた共同相続人である受遺者の遺留分が侵害されることになり、遺留分制度の趣旨に反することになるからです。

この考え方に立った場合、各人の遺留分超過額は、子Bは5000万円－1000万円で4000万円、子Cは2000万円－1000万円で1000万円です。一方、子Dは1000万円－1000万円で、0円ですから遺留分超過額はありません。

よって、子Eが遺留分額1000万円を確保するためには、これを子Bの4000万円と子Cの1000万円の比率で分ける、つまり、子Bから800万円、子Cから200万円を減殺請求するということになります。

図表6 共同相続人への複数の遺贈等の減殺



(3) 相続人の指定があった場合の拘束力

1034条は、受遺者が複数ある場合に、減殺請求すべき受遺者の順序を遺言者が指定できると解されているのですが、それでは、受遺者と受贈者が複数ある場合、あるいは、受贈者が複数ある場合に、減殺すべき順序を遺言者が指定できるのでしょうか。本来、1033条は、贈与は遺贈を減殺した後でなければ減殺することができないとしており、1035条は、贈与の減殺は後の贈与から順次前の贈与に対して行うとしているわけです。それを、例えば、遺贈より前に贈与から減殺せよという遺言があった場合に、減殺者は贈与から減殺請求できるのか、あるいは、贈与が前後して複数なされていたときに、前になされた贈与から減殺せよという遺言があった場合に、減殺者は前の贈与から減殺請求できるのかというのがここでの問題です。

この点については、1033条、1035条は強行規定であるから、できないと解されています。なぜなら、まず形式的な理由として、1033条、1035条には、1034条但書で「遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。」というような明文規定が設けられていないということがあります。また、1033条が遺贈から先に減殺をせよと規定し、1035条が後の贈与から先に減殺せよと規定しているのは、減殺によって生じる取引の安全の犠牲をできる限り少なくしようとしたからです。もし、遺言により、遺贈より前の贈与を対象とする減殺請求をすることを認め、あるいは後の贈与より前の贈与を対象とする減殺請求をすることを認めると、既に有効になされた生前処分を処分者自身によって取り消し得るのと同様の結果になってしまい妥当ではありません。このような理由で1033条と1035条は強行規定だと解されており、上記の問題は否定に解されているのです。

(4) 遺贈ないし後の贈与から減殺すると、被減殺者の遺留分を侵害することとなる場合

事例（図表7）

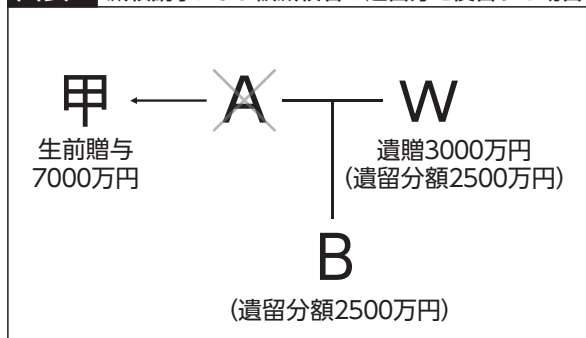
- ・被相続人Aが第三者甲に土地7000万円を生前贈与し、1年以内に死亡した
 - ・Aは妻Wに3000万円を遺贈した。ほかに遺産はない。
 - ・妻Wと子Bの遺留分額はそれぞれ2500万円
- 子Bは1033条に基づき、妻Wに対して2500万円の遺留分減殺請求ができるか。

遺留分減殺請求の基礎となる財産額は、生前贈与の7000万円と遺贈の3000万円を足して1億円です。妻Wと子Bが相続人で、個別的遺留分の割合は各4分の1ですから、各2500万円が遺留分額になります。子Bは、相続によって得られた財産はありませんから、遺留分2500万円の全額が侵害されていることとなります。子Bはこれをどのようにして減殺請求していけばよいのでしょうか。

1033条は、贈与は遺贈を減殺した後でなければ減殺することはできないと規定していますから、同条を形式的に適用すると、子Bは、妻Wに対して、遺贈額3000万円から2500万円をよこ

せとって減殺請求することになります。しかし、そうすると妻Wの手元には500万円しか残らないこととなります。妻Wの遺留分額は2500万円ですから、今度は、妻Wの遺留分が2000万円不足することになってしまいます。そこで、妻Wとしては、この2000万円を甲から取り戻すということになるわけですが、これではあまりに迂遠で妥当ではありません。

図表7 減殺請求により被減殺者の遺留分を侵害する場合



そこで、このような迂遠な結果を回避するために、時間的に前後する複数の遺贈や贈与がなされていて、減殺請求によって被減殺請求者の遺留分を侵害する結果となる場合には、被減殺請求者の遺留分を超える部分のみが遺留分減殺の対象となると解されています。

したがって、上述の問題の場合には、子Bは、妻Wが遺贈を受けた3000万円のうち、妻Wの遺留分額である2500万円を超える部分、すなわち500万円のみが減殺請求の対象となります。そして、不足分である2000万円については、甲への3000万円の贈与に対して減殺請求していくことになるわけです。

(5) 減殺対象を選択することの可否 (遺言者の指定がない場合)

1個の遺贈に複数の目的物が含まれている場合で、遺言者が減殺の順序を指定していない場合、遺留分権利者は、減殺すべき物件を選択して減殺請求することができるでしょうか。例えば、1通の遺言書の中に、不動産と自動車を遺贈する旨の記載はあるのですが、遺言者が、不動産から減殺せよとか自動車から減殺せよというような順序を定めていなかった場合に、遺留分権利者の側から、「私は自動車はいらぬから不動産から減殺請求する」というように、減殺対象を選択するこ

とができるか、というのがここでの問題です。

この点について、東京地判昭和61年9月26日は、減殺物件を選択して減殺請求することはできないと判示しました。

本来、不動産にしても自動車にしても遺産共有状態にあるわけですから、遺産分割協議を経なければ分割することはできません。もし遺言者の指定がない場合に、遺留分権利者が、不動産に対して減殺請求したい、あるいは自動車に対して減殺請求したいと言ってそれが認められるのであれば、本来であれば遺産分割手続によって決められるべき権利関係の一部を、減殺請求者が先取りできることを認めることになり不合理です。判例はこのような理由で否定したのです。

事例（図表8）

- ・ 被相続人Aが死亡。相続人は妻Wのみ
- ・ Aの遺産は5000万円、債務は3000万円
- ・ Aは死亡3か月前にBに2000万円の不動産と500万円の預金を、死亡9か月前にCに3500万円の株券を贈与し、Dに1500万円の遺贈をした
- ・ Aは減殺の順序を指定していなかった

妻Wの遺留分侵害額はいくらか、またどのように減殺すべきか。

この事例と **図表8** は、参考書籍481頁から引用させていただいたものです。初めに妻Wの遺留分額を求めます。まず、遺留分額算定の基礎財産額は、遺産5000万円に贈与額の2000万円、500万円および3500万円を足し、それから相続債務額の3000万円を差し引いて、8000万円となります。個別的遺留分割率は1/2。したがって、妻Wの遺留分額は、8000万円×1/2で4000万円です。

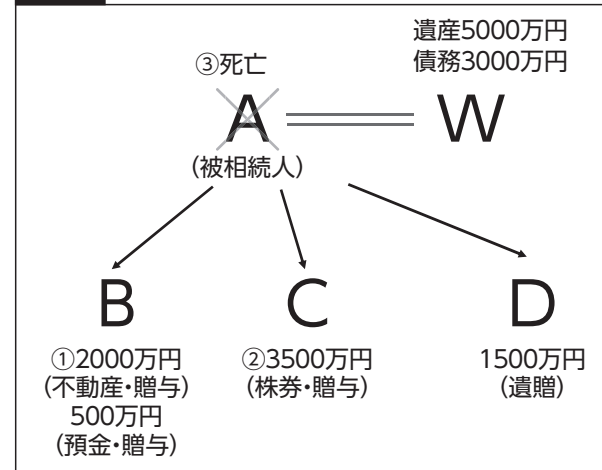
次に、妻Wが相続できる正味の財産額は、遺産の5000万円からDへの遺贈分の1500万円を引き、さらに相続債務3000万円を引いた500万円のみです。

よって、妻Wの遺留分侵害額は、4000万円－500万円で、3500万円となります。

では、この3500万円の遺留分侵害を回復させるために、誰に対してどのように減殺請求をす

べきでしょうか。減殺の順序は、一番は遺贈ですから、まずDへの遺贈1500万円を減殺します。そうすると、遺留分権利者である妻Wは、Dへの履行義務を免れることになります。遺留分侵害額は3500万円なので、まだ2000万円が不足します。減殺の順序ではその次は贈与です。Bは3か月前、Cは9か月前に贈与を受けており、死亡に近い方から減殺します。ですから次は、Bに減殺請求をすることになります。Bは2000万円の不動産と500万円の預金の贈与を受けていますが、Aは遺言の中でどちらから先に減殺せよという指定をしていませんから、妻Wは、先に預金500万円をよこせとか先に2000万円の土地をよこせと言うことはできません。そこでこの場合には、妻Wは、侵害額2000万円について、不動産2000万円と預金500万円の割合で減殺請求を行うこととなります（2000万円/2500万円＝4/5）。こうして妻Wは、不動産については、5分の4の共有持分を取得し、共有物分割請求訴訟で解決することになり、預金は可分債権ですから、500万円×4/5で、400万円の請求権を取得するということとなります。

図表8 減殺の順序と対象財産の選択



(6) 減殺対象を選択することの可否 (遺言者の指定がある場合)

では、1個の遺贈に複数の目的物が含まれている場合で、前問とは異なって今度は遺言者が減殺の順序を指定している場合、遺留分権利者は、遺言者の指定に従って減殺物件を選択して減殺請求権を行使できるのでしょうか。遺言者が、遺言で、「現預金から減殺してください」とか、「不動産から減殺してください」という

ように順序を定めている場合に、遺留分権利者は、その指定に従って減殺請求することができるかという問題です。

こちらについては、遺言者の指定に従って減殺物件を選択して減殺請求権を行使できると解されています。なぜかという点、まず、遺言というのは被相続人の最終の意思表示ですから、その意思はできる限り尊重しなければならないという要請があるからです。また、1034条は、受遺者が複数ある場合ですら、減殺請求すべき受遺者の順序を遺言者が指定できると解されているわけですが、そうであれば、受遺者が1人の場合に、減殺すべき対象物を遺言者の意思に従って決することができるものとしても、取引の安全を害する程度はより少ないのだから、その指定に従うことも許されると解されるからです。

2 事業承継と遺留分対策

(1) 遺留分に関する民法の特例

日本の企業の構成は、中小企業が大多数であり、その多くが1960年代前後の高度成長期に設立されていて、現在、その中の数多くの企業が、経営権を次の世代に譲り渡そうという時期に来ています。

そのときに大きな問題として立ちはだかっているのが遺留分問題です。すなわち、日本の中小企業の経営者の相続財産は、その大半が事業用不動産と自社株であるということが多く、例えば、現経営者が、事業用不動産と自社株を、経営を承継させる子に相続させる旨の遺言を残して死亡したとしても、他の共同相続人から多額の遺留分減殺請求を受けてしまうことが多いのです。その結果、経営を承継した子は、事業用不動産を手放したり、自社株を他の共同相続人に譲らざるを得ないことになって、安定的な経営を行うことができなくなってしまうという不都合な結果を招くということが発生してきているのです。

このような不都合を回避するために、法律は、事業承継を円滑に行うための遺留分に関する民法の特例を規定しています。

すなわち、法は、後継者を含めた現経営者の推定相続人全員の合意を得て、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可を受ける等して、現経営者から後継者に贈与等された自社株について、①遺留分算定の基礎財産から除外したり（除外合意）、②遺留分算定基礎財産に算入する価値を合意時の時価に固定（固定合意）したりすることができるようにしたのです。

以下、現経営者を甲、事業の承継者をA、非承継者をB、Cとして説明しましょう。

現経営者甲が、現在、事業用不動産2000万円、預金1000万円および自社株3000万円を所有しており、この自社株3000万円全部を承継者である長男Aに生前贈与するとともに、自分が死亡した際には、これら不動産と預金も長男Aに相続させる旨の遺言をしました。長男Aは、株式の生前贈与を受けた後、父甲から譲り受けた事業をさらに大きくすることに成功し、株式価値が4倍の1億2000万円にまで増大したところで、父甲が死亡しました。この場合の遺留分額算定の基礎財産は、事業用不動産2000万円と、預金1000万円および生前贈与されていた株式1億2000万円の合計1億5000万円です。相続人はA、B、Cの3名ですから、個別的遺留分の割合は、 $1/2 \times 1/3$ で、 $1/6$ ですから、BとCの遺留分額は、それぞれ2500万円、合計で5000万円ということになります。その結果、Aとしては、代償財産を有していない場合には、事業用不動産2000万円と預金1000万円を差し出してもBとCの遺留分を充足させることができず、自社株式までも譲らざるを得ないという不都合な結果となってしまいます。Aとしては、会社のために良かれと思って努力してきたにもかかわらず、その努力が非承継者のBとCの遺留分額を増大させてしまうという皮肉な結果となり、何とも気の毒です。

このような不都合を回避するために、A、B、Cが上述した除外合意をしていた場合にはどうなるでしょうか。除外合意をしていた場合には、承継者Aが現経営者甲から生前贈与によって取得した自社株式については、他の相続人B、Cは、遺留分の主張ができないこととなります。つまり、遺留分額算定の基礎となる財産

から自社株式は除外され、事業用不動産と預金の合計3000万円のみということになり、BとCの遺留分額は、それぞれ500万円、合計1000万円ということになります。1000万円ということであれば、丁度、Aが相続した預金1000万円から支払えばよく、相続により自社株が散逸するという最悪の結果を免れることが可能となります。

次に、例えば、A、B、Cが当該自社株の価値を3000万円に固定させるという固定合意をしていた場合には、どうなるでしょうか。この場合には、その後、株価が上昇し、甲の死亡時に1億2000万円の価値となっていたとしても、遺留分額算定の基礎財産に算入すべき株式金額は3000万円のみです。その結果、これに事業用不動産2000万円と預金1000万円を足した6000万円が基礎財産ということになり、BとCの遺留分額はそれぞれ1000万円、合計2000万円ということになります。この場合は、Aとしては、相続した預金1000万円と事業用不動産の一部を処分してBとCの遺留分を満足させればよく、自社株散逸という最悪の結果を回避することができることとなります。固定合意をしていた結果、自社株の価値が上昇したとしても、遺留分の額に影響しないことから、承継者Aは、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることを防止できることになるわけです。

もっとも、この民法特例は、上述した要件のほかにも様々な要件が課されています。例えば、対象となる会社は、合意時点において、3年以上継続して事業を行っている非上場企業であることや、現経営者は、過去または合意時点において会社の代表者であること、後継者は、現経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有するに至っていること等々の要件が課されていますので、詳細についてはよく確認してから行うようにしてください。

(2) 信託を利用した遺留分対策

最後に信託を利用した遺留分対策についても簡単ですが触れておきましょう。

事例で考えてみましょう。現経営者を甲、事業承継予定者をA、非事業承継者をBとします。相続人はこの両名のみです。甲は、相続後の

A、B間の兄弟仲が気になっており、現時点でも除外合意や固定合意などできる雰囲気はありません。しかも、甲の相続財産は、自社株式が占める割合が著しく高く、Bの遺留分を充足できるだけの資産は見当たりません。

このような場合に、甲は、遺留分を考慮して、遺言により株式を分配すると、Bに対して多数の株式を相続させざるを得ず、議決権の分散化が進展してしまい、相続後のAの安定経営に支障が出てきてしまいます。

このような場合、信託を利用するのも一法です。すなわち、現経営者甲は、信託受託者乙と、当該株式に関する信託契約を締結します。信託契約の締結により、当該株式の所有権は受託者である乙に移転します。そして、この信託契約の内容として、まず、甲が当該株式から得られる配当請求権などの受益権については、甲の生前は甲が享受し、甲の死後は、AとBが50パーセントずつ享受することとします。一方、議決権については、甲の生前は甲が受託者乙に対して、議決権行使の指図権を有することとして、甲の実質的経営権を確保するとともに、甲の死後は、承継者Aが受託者乙に対する議決権行使の指図権を100パーセント取得することとして、Aの経営権を確保できるようにするのです。

この信託契約のポイントは、議決権行使の指図権は、独立して取引の対象とされるものではないので、遺留分額算定の基礎財産に算入しなくてよく、配当請求権等の受益権のみが算入されると解し得る点です。Bの個別的遺留分割合は、4分の1であるところ、甲の死後は信託契約の内容として、Bは受益権は50パーセント取得するのですから、Bの遺留分侵害はありません。そして、Aは、甲の死後は議決権行使の指図権を行使することにより、株式を全く散逸させることなく、経営権を確保させることができるのです。

信託を利用した事業承継スキームについては、近時、様々な研究が進んでおり、有用性が高いのですが、まだまだあまり用いられておらず、思わぬ落とし穴もありますから、よく研究して、慎重に進めていただきたいと思います。